# 第 7 期 分 別 収 集 計 画

平成２５年　５月

音　威　子　府　村

# 音威子府村分別収集計画

平成２５年５月３１日

## １　計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、当村の最終処分場は平成１３年１０月に処分容量が限界に達したことから閉鎖したが、新たな最終処分場の建設を断念し美深町最終処分場を使用している状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第８条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の３Ｒ（リデュース、リュース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の３Ｒを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## ２　基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

## ３　計画期間

本計画の計画期間は平成２６年４月を始期とする５年間とし、３年ごとに改定する。

## ４　対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## ５　各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第８条第２項第１号）

| | ２６年度 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 容器包装廃棄物 | 58.25ｔ | 56.82ｔ | 48.99ｔ | 47.64ｔ | 46.33ｔ |

## ６　容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第８条第２項第２号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、村民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により村民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、村民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、小売店での容器包装包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

## 7　分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第８条第２項第３号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、音威子府村が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 |
|---|---|
| 主としてスチール製の容器<br>主としてアルミ製の容器 | 缶 |
| 主として　　無色のガラス製容器<br>ガラス製の　　茶色のガラス製容器<br>容器　　その他のガラス製容器 | ガラスびん |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 飲料用紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | 段ボール |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | 飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの。 | ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む） |

８　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

（法第８条第２項第４号）

| | ２６年度 | | ２７年度 | | ２８年度 | | ２９年度 | | ３０年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主としてスチール製の容器 | 3.65 t | | 3.60 t | | 3.13 t | | 3.08 t | | 3.03 t | |
| 主としてアルミ製の容器 | 2.38 t | | 2.35 t | | 2.05 t | | 2.01 t | | 1.98 t | |
| 無色のガラス製容器 | （合計）4.20 t | | （合計）4.14 t | | （合計）3.61 t | | （合計）3.54 t | | （合計）3.49 t | |
| | (引渡量) 4.20 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 4.14 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 3.61 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 3.54 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 3.49 t | (独自処理量) 0.00 t |
| 茶色のガラス製容器 | （合計）3.96 t | | （合計）3.90 t | | （合計）3.40 t | | （合計）3.35 t | | （合計）3.29 t | |
| | (引渡量) 3.96 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 3.90 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 3.40 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 3.35 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 3.29 t | (独自処理量) 0.00 t |
| その他のガラス製容器 | （合計）2.00 t | | （合計）1.98 t | | （合計）1.70 t | | （合計）1.69 t | | （合計）1.69 t | |
| | (引渡量) 2.00 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 1.98 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 1.70 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 1.69 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 1.69 t | (独自処理量) 0.00 t |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 0.18 t | | 0.17 t | | 0.15 t | | 0.15 t | | 0.15 t | |
| 主として段ボール製の容器 | 15.24 t | | 15.03 t | | 13.10 t | | 12.88 t | | 12.65 t | |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | （合計）1.58 t | | （合計）1.56 t | | （合計）1.36 t | | （合計）1.33 t | | （合計）1.31 t | |
| | (引渡量) 1.58 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 1.56 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 1.36 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 1.33 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 1.31 t | (独自処理量) 0.00 t |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | （合計）4.68 t | | （合計）4.60 t | | （合計）4.01 t | | （合計）3.95 t | | （合計）3.89 t | |
| | (引渡量) 1.50 t | (独自処理量) 3.18 t | (引渡量) 1.50 t | (独自処理量) 3.10 t | (引渡量) 1.25 t | (独自処理量 2.76 t | (引渡量) 1.25 t | (独自処理量 2.70 t | (引渡量) 1.25 t | ((独自処理量 2.64 t |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | （合計）15.14 t | | （合計）14.93 t | | （合計）13.02 t | | （合計）12.79 t | | （合計）12.57 t | |
| | (引渡量) 15.14 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 14.93 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 13.02 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 12.79 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 12.57 t | (独自処理量) 0.00 t |
| （うち白色トレイ） | （合計）0.76 t | | （合計）0.75 t | | （合計）0.66 t | | （合計）0.65 t | | （合計）0.64 t | |
| | (引渡量) 0.76 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 0.75 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 0.66 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 0.65 t | (独自処理量) 0.00 t | (引渡量) 0.64 t | (独自処理量) 0.00 t |

## ９　各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第２条第６項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

過去５年間の住民登録数（毎年５月末日現在）の対前年比の人口変動率の平均が９７．２４％となることから平成２５年５月の住民登録数（８２８人）を基準として推移を算定することとする。なお、平成２６年及び２７年においては、音威子府バイパス工事関連の従業員数１００名を算定に加えている。

| 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|
| 905 人<br>（対前年比）<br>97.5% | 883 人<br>（対前年比）<br>97.6% | 761 人<br>（対前年比）<br>85.1% | 740 人<br>（対前年比）<br>97.2% | 720 人<br>（対前年比）<br>97.3% |

## 10　分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第８条第２項第５号）

分別収集は、現行の収集体制活用して行う。

分別収集の実施主体

<table>
<tr><th colspan="2">容器包装廃棄物の<br>種　　類</th><th>収集に係る<br>分別の区分</th><th>収集・運搬段階</th><th>選別・保管等<br>段　　階</th></tr>
<tr><td rowspan="2">金属</td><td>スチール製容器</td><td rowspan="2">缶　類</td><td rowspan="12">村による定期回収</td><td rowspan="12">村</td></tr>
<tr><td>アルミ製容器</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガラス</td><td>無色のガラス製容器</td><td rowspan="3">びん類</td></tr>
<tr><td>茶色のガラス製容器</td></tr>
<tr><td>その他のガラス製容器</td></tr>
<tr><td rowspan="3">紙類</td><td>飲料用紙製容器</td><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>段ボール</td></tr>
<tr><td>その他紙製容器包装</td><td>紙製容器包装</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プラスチック</td><td>ペットボトル</td><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>その他プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）</td><td>プラスチック製容器包装</td></tr>
</table>

## 11　分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第８条第２項第６号）

村内のおよそ７０箇所に設置されたごみステーションに排出し収集された廃棄物は、村のリサイクル処理場で選別・圧縮・保管している。なお、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装については、名寄市リサイクルセンターストックヤードにて広域処理を行っている。このことから、処理施設まで運搬する車両の走行距離が大幅に増え、車両の消耗が激しいことが考えられ、必要に応じ収集運搬車両の更新をする。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

| 処理の段階 | 区　　分 | 仕様（形状、形式、能力、数量等） |
|---|---|---|
| 排　　出 | 収集場所 | 共通集積かご使用 |
| 収集・運搬 | 収集車両 | 塵芥車 |
| | | 共通車両 |
| 選別・保管 | 音威子府村リサイクル処理場 | |
| | 名寄市リサイクルセンターストックヤード | |

分別収集の用に供する施設整備計画

| 分別する容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 | 収集容器 | 収　集　車 | 中間処理 |
|---|---|---|---|---|
| スチール製容器 | 缶　　類 | 袋 | ２ｔ平ボデイ車 | リサイクル処理場 |
| アルミ製容器 | | | | |
| 無色ガラス製容器 | び　ん　類 | | | |
| 茶色ガラス製容器 | | | | |
| その他のガラス製容器 | | | | |
| 飲料用紙製容器 | 紙パック | | | |
| 段ボール | 段ボール | 縛る | | |
| その他の紙製容器包装 | 紙製容器包装 | 袋 | | |
| ペットボトル | ペットボトル | | | 名寄市リサイクルセンターストックヤード |
| その他のプラスチック製容器包装（白色トレイ含む） | プラスチック製容器包装 | | | |

## 12　その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

・村民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。

・一部の容器包装廃棄物は現在、広域で圧縮・梱包機械を導入し処理を行っているが、更なる分別収集の推進するために経済性等を確認し効率化を図る。

・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、３年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。